

## ○東日本大震災に対処するための木曾広域連合職員の勤務時間及び 休暇等に関する規則

〔平成23年4月25日〕  
規則第6号

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第9条第1項の表の第23号(1)及び第12条第2項の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域において、(1)に掲げる活動を行う場合にあっては、7日)」と、同号(1)中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条第2項中「第9条第1項」とあるのは、「第9条第1項(東日本大震災に対処するための木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成23年4月25日規則第6号)の規定に読み替えて適用する場合を含む)」とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。